

西多摩農業改良普及センターからのお知らせ

GAPのご紹介

普及指導員 小林 卓眞



農業にはさまざまなリスクが潜んでいます。例えば、残留農薬の基準値超過や農作業事故などです。こうしたリスクは起こってしまっただけでは取り返しがつかなくなり、これらを未然に防ぐことは、皆さんが安心して営農を続けていくために必要不可欠です。

1. GAPとは？

GAPとは、「Good(良い) Agricultural(農業)をPractice(実践)する」の略で、「良い農業の取り組み」という意味になります。「GAPに取り組む」ということは、皆さんが普段行っている農作業を一つ一つ分類して、点検・記録・確認を行うことです。倉庫の整理整頓をする(図1)、生産履歴を記帳する、廃棄物を正しく処分する、農薬保管庫を設置する、農業労災保険に加入するなども、GAPの取り組みのひとつです。農業に関わるあらゆる部分を「見える化」させることで、商品への異物混入や農薬の飛散を防ぎ安全性が向上する、作業や資材の無駄が減らせる、農作業事故の発生を未然に防ぐ、生産や販売の計画立案がしやすくなる、品質や収量が向上する、といったさまざまなメリットがあります。



図1 GAPの取り組み(例)
整理整頓の前(上)と後(下)

2. GAP認証とは？

GAPに取り組む方で、さらなるステップアップを考える方におすすめしたいのが、「GAP認証をとる」ことです。「GAP認証をとる」とは、第三者機関によってGAPを正しく実施していることが証明され、その認証を受けることです。GAP認証にはさまざまな種類がありますが、東京都では国が定める国際基準を満たした「新東京都GAP認証制度」の普及を進めています。新東京都GAP認証を取得するためには、「食品安全・環境保全・労働安全・経営管理・人権保護」の5項目において、決められた基準を満たす必要があります(図2)。そして、皆さんが適切な作業や管理ができているかを、第三者機関である東京都農林水産振興財団が調査し、基準を満たしていることが審査会で認められると東京都から認証されます。認証期間は5年間で、認証の取得や維持に係る費用は無料です。認証取得の際には普及指導員が訪問し、生産工程の改善に向けたアドバイスをを行います。



食品安全(カバーを被せることで、異物混入の危険を回避)



環境保全(防虫ネットで化学合成農薬の散布量を減らすことで、周辺環境への負担を軽減)



労働安全(農作業のルールを掲示することで、安全な作業環境を確保)

図2 具体的な取り組み例

認証の取得や維持に係る施設・備品の整備等に必要な経費については補助制度があります。また、認証農産物については、大規模商談会への出展や小売店でのPR販売イベント等が予定されているほか、認証取得者やバイヤーとのマッチング商談会も実施される予定です。

GAPについて詳しく知りたい方、新東京都GAPの認証取得に興味のある方は、お気軽に西多摩農業改良普及センターまでお問い合わせください。